

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの中期目標期間の終了時に 見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（見込評価）実施要領

令和 年 月 日

本実施要領は、「地方独立行政法人三重県立総合医療センターの評価に関する指針」に基づく、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）の実施について必要な事項（以下「実施要領」という。）を定めるものである。

1 評価の目的

見込評価は、中期目標期間の最後の事業年度の前事業年度に、中期目標の達成状況を調査、分析し、その結果をふまえ、当該中期目標期間終了時に見込まれる業務実績を評価することにより、中期目標、中期計画の達成につなげるとともに、次期中期目標・中期計画の策定、法人の組織・業務の見直し、予算要求等に適切に反映させることを目的とする。

2 評価の方法

- (1) 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 評価を行うに当たっては、その業務の特性に応じた実効性のある評価を行うため、必要に応じて地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見聴取を行うこととする。
- (3) 「項目別評価」は、中期目標の大項目ごとに法人が自己点検・自己評価を実施した結果をもとに検証・評価を行う。
- (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果をふまえつつ、中期目標の目標期間終了時に見込まれる達成状況について、総合的に評価する。
- (5) 評価結果を決定する際には評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

3 項目別評価の具体的方法

(1) 法人による自己評価

法人は、業務実績報告書において、年度評価における個別項目評価の項目（※）ごとに、実施状況等を記載する。また、各年度における業務実績の評価結果等をふまえ、中期目標の大項目ごとに目標期間終了時に見込まれる達成状況についてS～Dの5段階で自己評価を行い、その基準については、大項目評価の評価基準を目安とする。

なお、自己評価にあたっては、その根拠を記述するとともに、重点的な取組及び特筆すべき取組、未達成の取組について簡潔に記述する。また、中期目標の期間における業務の実績を客観的に評価するため、数値目標を掲げた業務の実績等を利用し、表やグラフを積極的に用いて期間中の推移を説明する。

評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。

※ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの各事業年度における業務の実績に関する評価実施要領別表1に拠るものとする。

(2) 法人の自己評価の検証・評価及び大項目の評価

法人の自己評価や重点的な取組及び特筆すべき取組等の記載内容のほか、年度評価における個別項目評価の項目ごとの実施状況やこれまでの評価結果をふまえ、中期目標期間終了時に見込まれる達成状況について、大項目ごとにS～Dの5段階で評価するとともに、法人による自己評価と評価が異なる場合は、その判断理由を示す。また、注目される主な取組や改善等を期待する点等、必要に応じて大項目ごとにコメントを付す。

なお、評価にあたっては、S～Dの5段階評価の基準を目安とするが、最終的な決定は、総合的な判断によるものとする。また、S及びDの評価とする場合は、評価委員会が特に認める場合に限るものとする。

| | 評価基準 |
|---|---|
| S | 中期目標の達成状況が非常に優れている (評価委員会が特に認める場合) |
| A | 中期目標の達成状況が良好である (中期計画の小項目の内容を全て達成している) |
| B | 中期目標の達成状況が概ね良好である (中期計画の小項目の内容の達成状況が9割以上である) |
| C | 中期目標の達成状況が不十分である (中期計画の小項目の内容の達成状況が9割未満である) |
| D | 中期目標の達成のためには重大な改善事項がある (評価委員会が特に認める場合) |

(3) 大項目の区分

大項目は以下のとおり区分する。

| 区分 | 中期目標 | 事項 |
|-----|------|------------------------------|
| I | 第2 | 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |
| II | 第3 | 業務運営の改善及び効率化に関する事項 |
| III | 第4 | 財務内容の改善に関する事項 |
| IV | 第5 | その他業務運営に関する重要事項 |

5 全体評価

項目別評価の結果をふまえ、事業の実施状況、業務の運営状況など、中期目標の目標期間終了時に見込まれる達成状況について、記述式により総合的に評価を行う。なお、優れた点、改善すべき点については分かりやすく記載する。

6 評価結果

- (1) 評価結果は、法人に通知するとともに公表する。
- (2) 評価結果を踏まえ必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行うこととする。